

柏松会高齢者部門における介護職員等の処遇改善の取り組み（本年度）

R1年10月～R2年3月

令和元年度①		令和元年度②						
区分	介護職員処遇改善加算	区分	介護職員等特定処遇改善加算					
加算総額(総報酬×5.9～8.3%)	-	支給期間	令和元年10月～2年3月					
賃金改善総額	-	支給方法	特定処遇改善手当(毎月)					
介護職平均改善額/月	-							
支給期間	令和1年6月～2年5月							
支給方法	特別手当、特別賞与							
柏松苑 穂の香	▶ 特別手当(毎月)	a 経験・技能のある介護職(介護福祉士) 在籍10年以上、介護職通算10年以上	加算率(総報酬×1.2～2.7%)					
	介護職(常勤夜勤)			16,000 円	ア. リーダー職	30,000 円	柏松苑	2.7%
	介護職(常勤日勤)			8,000 円	イ. 勤務制限なし(在籍10年以上) 全てのシフト勤務及び配置転換に対応可	22,000 円	穂の香	2.7%
	介護職(非常勤・パート)			3,000 円	ウ. 勤務制限なし(通算10年以上) 全てのシフト勤務及び配置転換に対応可	20,000 円	村田デイ	1.2%
	▶ 特別賞与(年2回)				エ. 勤務制限A 夜勤を除くシフト勤務及び配置転換に対応可	16,000 円		
	介護職(常勤夜勤)			80,000 円	オ. 勤務制限B 勤務時間、勤務曜日もしくは配置転換が限定される	14,000 円		
	介護職(常勤日勤)			72,000 円	カ. 勤務制限C 勤務時間、勤務曜日及び配置転換が限定される	12,000 円		
	介護職(非常勤・パート)			40,000 円	キ. 勤務評価D※ 成績評価、勤務状況等により総合的に判定	4,000～10,000 円		
	相談員・介護支援専門員			50,000 円	ク. 非常勤職員	6,000 円		
	8.3%				ケ. 主任職(他職種兼務を含む)	20,000 円		
デイ	▶ 特別手当(毎月)	b 他の介護職員	C その他の職種					
	介護職(常勤)			13,000 円	看護師	4,500 円		
	相談員兼ケアワーカー			13,000 円	生活相談員(専従)	4,500 円		
	看護師			8,000 円	介護支援専門員(専従)	4,500 円		
	管理者			8,000 円	管理栄養士	4,500 円		
	介護職(非常勤)			3,000 円	事務員	4,500 円		
	▶ 特別賞与(年2回)							
	介護職(常勤)			72,000 円				
	相談員兼ケアワーカー			50,000 円				
	管理者			50,000 円				
5.9%								

※ 勤務評価Dは、aが4千円、6千円、8千円、1万円のいずれかの額、bが2千円、4千円のいずれかの額になります。